

# 北海道感染症診査協議会条例

(平成 11 年 3 月 15 日・条例第 1 号)

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 24 条第 6 項の規定に基づき、道の保健所に設置する感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置の特例)

第 2 条 法第 24 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる保健所について一の協議会を置く。

- (1) 江別保健所及び千歳保健所
- (2) 倶知安保健所及び岩内保健所
- (3) 浦河保健所及び静内保健所
- (4) 北見保健所及び網走保健所
- (5) 根室保健所及び中標津保健所

## (名称)

第 3 条 協議会の名称は、「感染症診査協議会」の上にその置かれた保健所の名称(前条の規定により置かれた協議会にあつては、同条に掲げる保健所の名称)を冠するものとする。

## (組織)

第 4 条 協議会は、委員 11 人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、3 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 知事は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

## (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 協議会の会議は、保健所長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 協議会は、部会の決議をもって、協議会の決議をすることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会への組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。